

## 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

### 1. 審議結果

厚生労働大臣から食品安全委員会に意見を求められたメンブトンに係る食品健康影響評価（令和2年3月17日付け厚生労働省発生食0317第1号）については、令和2年9月14日に開催された第236回動物用医薬品専門調査会において審議され、審議結果（案）がとりまとめられた。

### 2. メンブトンに係る食品健康影響評価についての意見・情報の募集について

上記品目に関する「審議結果（案）」を食品安全委員会ホームページ等に公開し、意見・情報を募集する。

#### 1) 募集期間

令和2年10月20日（火）開催の食品安全委員会（第794回会合）の翌日の令和2年10月21日（水）から令和2年11月19日（木）までの30日間。

#### 2) 受付体制

電子メールフォーム（ホームページ上）、ファックス及び郵送

#### 3) 意見・情報提供等への対応

いただいた意見・情報等を取りまとめ、動物用医薬品専門調査会の座長の指示のもと、必要に応じて専門調査会を開催し、審議結果を取りまとめ、食品安全委員会に報告する。



(案)

動物用医薬品評価書

メンブトン

2020年10月

食品安全委員会動物用医薬品専門調査会

## 目次

|                             | 頁 |
|-----------------------------|---|
| ○ 審議の経緯 .....               | 2 |
| ○ 食品安全委員会委員名簿 .....         | 2 |
| ○ 食品安全委員会動物用医薬品専門委員名簿 ..... | 2 |
| I. 有効成分の概要及び安全性に関する知見 ..... | 3 |
| 1. 一般名及び構造 .....            | 3 |
| 2. 用途 .....                 | 3 |
| 3. 使用目的 .....               | 3 |
| 4. 海外評価状況 .....             | 3 |
| II. 食品健康影響評価 .....          | 3 |
| 表 1 海外評価状況 .....            | 5 |
| ・ 別紙：検査値等略称 .....           | 6 |
| ・ 参照 .....                  | 7 |

### 〈審議の経緯〉

- 2020年 3月 17日 厚生労働大臣から残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請（厚生労働省発生食 0317 第1号）、関係資料の接受
- 2020年 3月 24日 第777回食品安全委員会（要請事項説明）
- 2020年 9月 14日 第236回動物用医薬品専門調査会
- 2020年 10月 20日 第794回食品安全委員会（報告）

### 〈食品安全委員会委員名簿〉

（2018年7月1日から）

佐藤 洋（委員長\*）  
山本 茂貴（委員長代理\*）  
川西 徹  
吉田 緑  
香西 みどり  
堀口 逸子  
吉田 充

\*：2018年7月2日から

### 〈食品安全委員会動物用医薬品専門委員名簿〉

（2020年4月1日から）

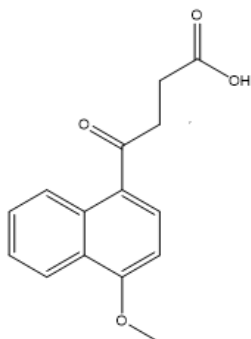
|             |       |       |
|-------------|-------|-------|
| 青山 博昭（座長）   | 島田 章則 | 寺岡 宏樹 |
| 小川久美子（座長代理） | 島田 美樹 | 能美 健彦 |
| 青木 博史       | 下地 善弘 | 中西 剛  |
| 石川さと子       | 須永 藤子 | 宮田 昌明 |
| 石塚真由美       | 辻 尚利  | 山本 昌美 |

## I. 有効成分の概要及び安全性に関する知見

### 1. 一般名及び構造

一般名：メンブトン

<構造>



### 2. 用途

動物用医薬品

### 3. 使用目的

止瀉剤

### 4. 海外評価状況

表 1 参照

## II. 食品健康影響評価

食品中に残留する農薬等のポジティブリスト制の導入に際して、現行の食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年 12 月 28 日厚生省告示第 370 号）第 1 食品の部 A 食品一般の成分規格の項及び D 各条の項において残留基準（参照 1）が設定されているメンブトンについて、食品健康影響評価を実施した。

具体的な評価は、「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」（平成 18 年 6 月 29 日食品安全委員会決定）の 2 の（2）の①の「その他の方法」として、動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会において定めた「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」（令和 2 年 5 月 18 日動物用医薬品専門調査会及び令和 2 年 6 月 15 日肥料・飼料等専門調査会決定。以下「評価の考え方」という。）に基づき、厚生労働省から提出された資料（参照 2）を用いて行った。

提出された資料によると、メンブトンの ADI は EMEA により 0.06 mg/kg 体重/日と設定されている（参照 3）。また、現行のリスク管理における体重当たり 1 日当たりの推定摂取量は、最大と試算されたの幼児（1～6 歳）で 0.00091 mg/kg 体重/日<sup>1</sup>（参照 4）とされている。

したがって、本成分の体重当たり及び 1 日当たりの推定摂取量は、当該 EMEA の ADI の値を超えないことから、メンブトンは、評価の考え方の 3 の（1）に該当する

<sup>1</sup> 平成 17 年～19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書をもとにした TMDI（Theoretical Maximum Daily Intake：理論最大 1 日摂取量）による。

成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えられる。

表 1 海外評価状況

| 評価機関<br>(評価年)  | ADI<br>(mg/kg 体重/日) | POD 等   |
|----------------|---------------------|---|
| EMEA<br>(1996) | 0.06                | 20 週間亜急性毒性試験 (ラット) : 30 mg/kg 体重/日<br>(NOEL)<br>安全係数 : 500 (少ない動物数及び生殖発生試験の不実施による追加係数 5) (参照 3) |



<別紙：検査値等略称>

| 略称等  | 名称  |
|------|---|
| ADI  | 許容一日摂取量：Acceptable Daily Intake   |
| EMEA | 欧州医薬品審査庁：European Agency for the Evaluation of Medicinal Products（2009年にEMAに改称） |
| NOEL | 無作用量：No-Observed-Effect Level   |
| POD  | Point of Departure  |

<参照>

1. 食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月28日付、厚生省告示第370号）
2. 厚生労働省：メンブトンに関する資料
3. EMEA：Committee for Veterinary Medicinal Products MENBUTONE Summary Report, EMEA/MRL/106/96-FINAL, June 1996
4. 厚生労働省：メンブトンの推定摂取量（令和2年3月17日付け）